

大阪広域環境施設組合達第 1 号

行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程（平成27年 3 月30日達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月31日

大阪広域環境施設組合管理者 松 井 一 郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(推進体制)</p> <p>第 4 条 情報通信の技術の適正な利用を推進するため、IT 管理者<u>及び IT 主任</u>を置く。</p> <p><u>2 IT 管理者は、総務課長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 IT 主任は、総務課情報システム担当係長</u> <u>をもって充てる。</u></p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 IT 管理者は、本組合の行政事務(以下「行政事務」という。)における情報通信の技術の利用に当たっては、<u>個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）他の関連する法令等に定めるところにより個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するなど、情報を適切に管理しなければならない。</u></p> <p>[3 略]</p> <p><u>4 IT 主任は、IT 管理者を補佐する。</u></p>	<p>(推進体制)</p> <p>第 4 条 情報通信の技術の適正な利用を推進するため、IT 管理者を<u>置き、総務課担当係長をもって充てる。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第 5 条 [同左]</p> <p>2 IT 管理者は、本組合の行政事務(以下「行政事務」という。)における情報通信の技術の利用に当たっては、<u>大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成 27 年条例第 9 号）に定めるところにより個人情報の保護に万全の措置を講ずるとともに、情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するなど、情報を適切に管理しなければならない。</u></p> <p>[3 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した</p>	

標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。